平成２１年（フ）第６７１１号
大阪府吹田市千里山西３丁目45番12号
債務者　前田由美子
1　決定年月日時　平成21年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月23日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６７１７号
大阪市中央区谷町６丁目３番11号　谷六ルグラン201号
債務者　山本　有香
1　決定年月日時　平成21年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月23日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６７２６号
大阪市城東区成育１丁目２番20号　グランシャリオ成育303
債務者　髙浦　留美（旧姓田中）
1　決定年月日時　平成21年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月23日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６７４０号
大阪市平野区瓜破３丁目２番３号
債務者　松山　直子
1　決定年月日時　平成21年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月23日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２０年（フ）第２０７６号
堺市北区百舌鳥赤畑町４丁294番地２　ラグジェレディＫ弐号館101号、前住所堺市北区百舌鳥赤畑町３丁170番地　モズミヤビマンション501号
債務者　浅香　龍二
1　決定年月日時　平成21年８月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月23日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第４７７号
大阪府柏原市玉手町25番32号
債務者　中曽　路一
1　決定年月日時　平成21年８月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月23日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第６５５号
堺市堺区七道西町12番地21　市営七道並松団地６棟101号
債務者　一森あかね
1　決定年月日時　平成21年８月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月23日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第７７４号
大阪府高石市加茂１丁目９番17号、住民票上の住所堺市南区槇塚台２丁17番95号
債務者　芳賀　真紀
1　決定年月日時　平成21年８月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月23日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第８４７号
大阪府羽曳野市高鷲５丁目437番地　高鷲マンション巽101号、前住所大阪府松原市河合１丁目12番15号
債務者　鈴蘭工芸社こと　稲用　忠敬
1　決定年月日時　平成21年８月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月23日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第８７１号
堺市中区新家町270番地１
債務者　カフェ・ド・ルマンドこと　冨田萬喜子
1　決定年月日時　平成21年８月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月23日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第９２８号
堺市美原区南余部西３丁目１番６―513号
債務者　吉岡　英雄
1　決定年月日時　平成21年８月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月23日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第９２９号
堺市美原区南余部西３丁目１番６―513号
債務者　吉岡美津江
1　決定年月日時　平成21年８月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月23日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第９３７号
堺市中区深井中町872番地９、前住所千葉市若葉区加曽利町1603番地53　サンハイツ加曽利203号
債務者　篠塚佐和子
1　決定年月日時　平成21年８月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月23日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第９４１号
堺市中区八田北町614番地２　414号
債務者　岩佐　光恭
1　決定年月日時　平成21年８月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月23日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第９５４号
堺市中区堀上町220番地　ライオンズマンション堺堀上の丘502号
債務者　竹埜　輪子
1　決定年月日時　平成21年８月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月23日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第９７９号
堺市西区浜寺石津町東２丁10番３号
債務者　田中　裕輝
1　決定年月日時　平成21年８月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月23日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第９９２号
堺市南区竹城台３丁１番６―110号
債務者　西川　　實
1　決定年月日時　平成21年８月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月23日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係